

報道関係者各位

平成 22 年 10 月 26 日

【照会先】

職業安定局 派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 鈴木 英二郎

主任中央需給調整事業指導官 浅野 浩美

課長補佐 大谷 真司

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335)

(直通電話) 03(3502)5227

## 労働者派遣法に基づく是正指導後の労働者の雇用状況

～違反の是正後も9割超の労働者の雇用が維持されています～

厚生労働省では、このほど、労働者派遣法に違反し是正指導を行った事案の中で、労働者の雇用に影響を及ぼすと考えられるものについて、是正後の雇用状況を取りまとめましたので公表します。

対象としたのは、「派遣受入期間制限違反」および「偽装請負」のうち平成 21 年度に是正が完了したもの（別紙 1）また「専門 26 業務派遣適正化プラン」に基づき平成 22 年 3 月から 4 月に指導したもの（別紙 2）で、いずれの調査対象でも、9 割を超す労働者が解雇などの問題が起きることなく雇用維持されていることが分かりました。

派遣労働の問題については、都道府県労働局が労働者派遣法に基づいて指導監督を行っており、法律に違反する事案を発見した場合には、速やかに是正を図るよう指導しています。

厚生労働省では、違法な労働者派遣に関して、違法状態を是正させるだけでなく、是正に伴って労働者が解雇されてしまわないことを重視しています。このため、指導監督の時点で違法派遣の状態であった労働者を、派遣先でそのまま直接雇用することを推奨するなど、雇用の安定を図るための措置（ ）を講じるよう指導しています。

詳細は別紙をご参照ください。

具体的な「措置」としては、

適正な請負の状態に是正、 適正な派遣の状態に是正、 派遣先における直接雇用  
などの方法が考えられる。

## 労働者派遣法に基づく是正指導後の労働者の雇用状況

### 1 労働者派遣法に定める派遣受入期間(原則1年、最長3年)の制限を超えた違反対象

労働者派遣法に定める派遣受入期間(原則1年、最長3年)の制限を超えた違反に対して、文書により是正指導を実施したもののうち、平成21年4月から平成22年3月に是正が完了したもの。(※派遣先:法第40条の2、派遣元事業主:法第35条の2第1項違反に限る)

派遣元事業主(労働者派遣契約) 労働者数 9,678人(255件)

是正完了時の状況(平成21年4月~平成22年3月に是正完了)

適正な請負にして継続	800人	8.3%
適正な派遣にして継続	1,347人	13.9%
他の請負又は派遣に移行	320人	3.3%
派遣先へ直接雇用 (うち雇用期間の定めなし)	6,375人 (28人)	65.9%
関係企業等へ就職	237人	2.4%
離職したもの	599人	6.2%

**93.8%が  
雇用維持**

### 2 偽装請負

対象

偽装請負(請負契約と称して実態は労働者派遣である違反)に対して、文書により是正指導を実施したもののうち、平成21年4月から平成22年3月に是正が完了したもの。

請負事業主(請負契約) 労働者数 5,515人(278件)

是正完了時の状況(平成21年4月~平成22年3月に是正完了)

適正な請負にして継続	4,003人	72.6%
適正な派遣にして継続	307人	5.6%
他の請負又は派遣に移行	75人	1.4%
発注者で直接雇用 (うち雇用期間の定めなし)	796人 (118人)	14.4%
関係企業等への就職	58人	1.1%
離職したもの	276人	5.0%

**95.0%が  
雇用維持**

## 専門 26 業務派遣適正化プランにおける 是正指導後の労働者の雇用状況

<b>対象</b>		
専門 26 業務派遣適正化プランにより 3 月及び 4 月に集中的に行った指導監督の結果、 是正指導された事業主においてその対象となった派遣労働者 対象となる派遣労働者数 827 人 (227 件)		
<b>是正完了時の状況</b>		
適正な派遣 (専門 26 業務) として継続	430 人	52.0%
適正な派遣 (期間制限のある業務) として継続	159 人	19.2%
派遣先で直接雇用	175 人	21.2%
(うち雇用期間の定めなし)	10 人	1.2%
適正な請負等による雇用の維持	18 人	2.2%
他企業等へ就職 (他社への派遣を含む)	25 人	3.0%
離職 (自己都合、期間満了)	20 人	2.4%

97.6%が  
雇用維持

「専門 26 業務派遣適正化プラン」(平成 22 年 2 月 8 日公表)

派遣可能期間の制限を免れることを目的として、契約上は専門 26 業務と称しつつ、実態的には業務の解釈を歪曲したり、拡大したりして、専門性がない専門 26 業務以外の業務を行っている事案が散見されている。

このため、都道府県労働局において、3 月及び 4 月を集中的な期間と定め指導監督を行うとともに、専門 26 業務の適正な運用について関係団体に対して要請した。

この結果、3 月及び 4 月については、指導監督 891 件のうち違反があったとして 227 件文書指導を行ったところである。なお、5 月以降も専門 26 業務については重点的に指導監督を実施することとしている。

期間制限を免れるために専門 26 業務と称した  
違法派遣への厳正な対応  
( 専門 26 業務派遣適正化プラン )

専門 26 業務派遣適正化プランは、平成 22 年 2 月 8 日公表

1 趣旨

派遣可能期間の制限を免れることを目的として、契約上は専門 26 業務と称しつつ、実態的には専門 26 業務の解釈を歪曲したり、拡大したりして、専門性がない専門 26 業務以外の業務を行っている事案が散見されている。

このため、都道府県労働局において、3 月及び 4 月を集中的な期間とする専門 26 業務の派遣適正化のための指導監督を行うとともに、専門 26 業務の適正な運用について関係団体に対して要請。

2 集中的な指導監督の実施(平成 22 年 4 月末日現在)

【集中的な指導監督期間・・・平成 22 年 3 月及び 4 月】

(1)個別指導監督件数 891 件

うち文書指導件数 227 件

(2) 行政処分件数 4 件(全て改善命令)

3 関係団体への要請

【実施時期・・・2 月 8 日(プラン公表日)～4 月末日】

派遣元事業主の団体、派遣先となりうる経済団体、事業主の団体等に対し、訪問等により実施。

要請実施数 2, 234 件

うち厚生労働本省実施分 146 件

## 専門26業務について

- (1)ソフトウェア開発関係
- (2)機械設計関係
- (3)放送機器操作関係
- (4)放送番組等の制作関係
- (5)事務用機器操作関係
- (6)通訳、翻訳、速記関係
- (7)秘書関係
- (8)ファイリング関係
- (9)調査関係
- (10)財務関係
- (11)貿易関係
- (12)デモンストレーション関係
- (13)添乗関係
- (14)建築物清掃関係
- (15)建築設備運転等関係
- (16)受付・案内、駐車場管理等関係
- (17)研究開発関係
- (18)事業の実施体制の企画、立案関係
- (19)書籍等の制作・編集関係
- (20)広告デザイン関係
- (21)インテリアコーディネータ関係
- (22)アナウンサー関係
- (23)OAインストラクション関係
- (24)テレマーケティングの営業関係
- (25)セールスエンジニアの営業、金融商品の営業関係
- (26)放送番組等における大道具・小道具関係